鹿沼市省エネ家電購入補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則(平成30年鹿沼市規則第 5号。以下「規則」という。)第38条の規定に基づき、鹿沼市省エネ家電購入補 助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

- 第2条 補助金は、省エネ性能に優れた家電(以下「省エネ家電」という。)の購入 に必要な経費の一部を補助することにより、次に掲げる事項の達成を目的とする。
 - (1) 原油価格、電気料金等の髙騰により逼迫する家計への支援
 - (2) 省エネ性能に優れた家電の導入による電気料金及び二酸化炭素排出量の削減
- 2 補助金は、事後申請型補助金等として交付する。

(補助事業者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、補助金の申請時点において、次の各号のいず れにも該当する自然人とする。
 - (1) 本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。
 - (2) 市税(共有名義を含む。)及び国民健康保険税の滞納がないこと。
 - (3) 省エネ家電の購入及び設置に要する経費の全額を支払っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に補助金の交付(補助金の額が上限額に達しない場合を含む。)を受けた者と同一の世帯に属する者は、補助金の交付対象者となることができない。

(補助事業等)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業等」という。)は、次の各号 のいずれにも該当する事業とする。
 - (1) 令和5年4月1日以後に、次に掲げるいずれかの省エネ家電(新品に限る。) を購入し、その全額が支払われていること。

ア 冷蔵庫(省エネ性能が★★以上のものに限る。)

イ エアコン (省エネ性能が★★以上のものに限る。)

ウ LED照明器具(省エネ性能が★★★以上のものに限る。)

- (2) 補助金の申請時点において、購入した省エネ家電が本市の区域内に所在する住宅 (併用住宅にあっては、居住部分) に設置され、使用されていること。
- 2 前項第1号の省エネ性能とは、経済産業省が定める統一省エネラベルに表示された性能をいう。この場合において、エアコンについては、目標年度を2010年度とする表示がされているものについては、★★★以上のものとする。
- 3 LED蛍光管、LEDランプ等については、第1項第1号ウに掲げるLED照明 器具の購入及び設置に合わせて購入及び設置をしたものに限るものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第5条 補助金の対象となる経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した経費とする。
- 2 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、3万円を上限額とし、千円未満 の端数は切り捨てるものとする。

申請者の区分	補助金の額
住民税非課税世帯ではない世帯に属する者	対象経費の1/2に相当する額
住民税非課税世帯に属する者	対象経費の2/3に相当する額

3 市長は、予算の状況又は補助事業等に対する他の補助金等の交付状況に応じて、 前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業等の完了後、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 補助金の交付を受ける口座の通帳等の写し
 - (2) 省エネ家電の機種型番が分かるもの
 - (3) 領収証など申請者が購入経費の全額を支払ったことが分かるもの
 - (3) 省エネ家電の設置状況が把握できる写真
 - (4) 委任状(受任者が窓口に直接赴き申請する場合に限る。)
- 2 前項の規定による申請(以下「申請」という。)は、令和6年2月16日までに しなければならない。
- 3 申請者は、補助事業等について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付等の決定通知)

- 第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。
 - (1) 補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定 通知書(様式第2号)
 - (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第3号) (補助金の請求等)
- 第8条 補助金の請求は、前条第1号に規定する通知書を受領した日から15日以内 に、補助金等交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書の提出時に補助金等交付請求書を提 出することができる。この場合において、交付決定がされた場合の請求日は当該交 付決定がされた日と、補助金を交付しない旨の決定がされた場合は当初から請求が されなかったものとして、それぞれ手続を進めるものとする。

3 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の交付手続の委任)

第9条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付 手続委任状(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(財産処分の制限)

- 第11条 補助事業等により取得した省エネ家電は、次に掲げる省エネ家電の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交 換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認 を得た場合又は交付を受けた補助金の全部に相当する額を市長に納付した場合は、 この限りでない。
 - (1) エアコン及び冷蔵庫 6年
 - (2) LED照明器具 15年

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部 又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 第8条に規定する期間内に請求がされないとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付を受けた者が前条の規定に違反したとき。
 - (5) 補助事業等について交付を受けた補助金の額と国、栃木県等から交付を受けた 補助金等との合計額が、補助対象経費の額を超えたことが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消し(以下「取消し」という。)をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第6号)により、補助金の 交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。
- 2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めると ころによる。

(証拠書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出に係る証拠書 類を整理し、及び5年間保存しておかなければならない。 附 則

この要領は、令和5年6月20日から適用する。

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所申請者 氏 名電話番号

鹿沼市省エネ家電購入補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第21条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び鹿沼市省エネ家電購入補助金交付要領を遵守する旨を申し添えます。

省エネ家電の設置に要した額		円			
交付を受けよ	うとする額	円			
省エネ家電の	設置完了年月日	令和 年 月 日			
住民税非課税	世帯への該当	□ 非課税世帯である。 □ 非課税世帯ではない。			
個人情報に	□ 私は、補助金の	0交付事務を処理する範囲において、鹿沼市が次に掲			
係る同意	げる情報を取得	・し、使用することに同意します。			
	①私の住所地、②	②私が属する世帯の構成員の氏名、③私が属する世帯			
	が住民税非課税†	世帯に該当するかどうかの情報、④私の市税等の滞納			
	状況、⑤補助事業	業等について栃木県等から交付を受けた補助金等の額			

(注意事項)

- 1 省エネ家電の設置が完了していない場合は、申請できません。
- 2 令和6年2月16日を過ぎると申請できません。
- 3 同一世帯に、既に補助金の交付を受けた者がいる場合は、申請できません。

※事務処理欄(申請者は、記入しないでください。)

受領日	検査日	決定日	請求日	支払日	【事後申請型補助金	等】
/	/	/	/	/	番号:環(省)第	号
					免・マ・保・郵()

決	課長	係長	担当	申請のとおり交付する。
裁				交付しない旨決定する。
欄				減額して交付する。

鹿沼市省エネ家電購入補助金チェックシート

1 申請者について 全てに図が入らないと補助金の交付を受けること □ 申請時点において、鹿沼市内に居住している。 □ 申請時点において、鹿沼市の住民基本台帳に登 □ 申請時点において、市民税、固定資産税及び軽	録されている。
してください。 □ 省エネ性能が★★★以上のLED照明器具を	置した。 設置した。 E度のもの)の場合は、★★★以上となるので注意 購入し、設置した。 E D 照明器具本体と合わせて購入し、設置した場 ことができません。 置に要する費用を全額支払っている。 れ、使用されている。
3 補助金の額の計算方法 (1) 補助対象経費の額	
①省エネ家電の購入合計額	円
②省エネ家電の設置に要した額	円
③補助対象経費(①+②)	円
(2) 補助率	
住民税非課税世帯に該当する。	④補助率2/3
住民税非課税世帯に該当しない。	⑤補助率1/2
③ (円) × ④又は⑤の率 ()	= <u>⑥</u> <u>円</u>
⑥の額の千円未満の額を切り捨てた額	= <u>⑦ 円</u>
⑦の額と3万円のいずれか小さい方の額	<u> </u>
4 申請書に添付する書類の確認等 全てに図が入らないと補助金の交付を受けること 開入日、設置完了日が令和5年4月1日から令 開入日、設置完了日が令和5年4月1日から令 開助金振込先口座の通帳等の写し(銀行名、支 同報収証その他補助事業等に要した経費を支払った。 日 省エネ家電の設置状況が把握できる写真 日 購入した家電の型番が分かるもの	和6年2月16日である 店名、口座番号等が分かるもの)

5 書類郵送先(環境クリーンセンター事務室へ持参することも可能です) 〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7 環境部環境課環境政策係

補助金等交付決定通知書

 環(省)第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

鹿沼市長 印

令和 年 月 日付けで申請がされた鹿沼市省エネ家電購入補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第22条第2項の規定により通知します。

*	4	-}- 1	在	≠ ×	住 所	
文	11	対	豕	1 9	氏 名	
交		付		額		円
条				件	器具に 渡し、2 2 省エス ら 置に要	金により取得した省エネ家電は、6年間(LED照明 あっては15年間)、補助金の目的に反して使用し、譲 を換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 ネ家電の設置について、補助金の額と国、栃木県等か を受けた補助金等の額との合計額が、省エネ家電の設 した額を超えたときは、補助金の一部又は全部の返還 られる場合があること。

- 1 申請時に請求書を提出していない場合は、この通知を受領してから15日以内に、市長に請求書を提出しないと補助金の交付を受けられません。
- 2 鹿沼市補助金等の交付に関する規則、鹿沼市省エネ家電購入補助金交付要領及 び条件に違反すると、交付決定が取り消され、補助金の返還を求められる場合が あります。

補助金等不交付決定通知書

 環(省)第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

鹿沼市長 即

令和 年 月 日付けで申請がされた鹿沼市省エネ家電購入補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第22条第2項の規定により通知します。

不交付決定の	住 所	
対 象 者	氏 名	
不交付決定の理由		

(注意事項)

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助金等交付請求書

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所請求者 氏 名電話番号

令和 年 月 日付け環(省)第 号で交付決定の通知を受けた鹿沼市省 エネ家電購入補助金について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第23条第1項の 規定により、次のとおり請求します。

1	藷	水	金	嫍
_	四月	4	ᄣ	ᄧ

円

2 振込先口座

金融機関名			支店名等	本店 支店 支所
口座種別	1 普通	2 当座	口座番号	
口应夕美人	フリガナ			
口座名義人	氏 名			

- 1 請求は、申請時又は補助金等交付決定通知書を受け取ってから15日以内にしてください。
- 2 申請時に請求書を提出する場合は、交付決定に係る年月日、文書番号及び請求金額は、記入する必要はありません。
- 3 補助金の交付決定を受けた者の氏名と口座名義人の氏名とが異なる場合は、 補助金を交付することができません。
- 4 補助金は、口座振込の方法で交付します。口座振込以外の方法で交付することはできません。
- 5 振込口座を記入した場合であっても、通帳の写し等を添付してください。

補助金等交付手続委任状

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所 委任者 氏 名 電話番号

鹿沼市省エネ家電購入補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金 等の交付に関する規則第26条の規定により提出します。

- 1 委任した行為
 - □ 補助金の交付申請書の作成及び提出
 - □ 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
 - □ 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
 - □ 補助金の請求
 - ※ 委任した行為の□に√を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、 委任することができません。

2 受任者

住	所	
氏	名	印
電話	番号	

- 1 郵送で申請及び請求をする場合は、この委任状は不要です。
- 2 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。

補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書

 環境(省)第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

鹿沼市長 印

令和 年 月 日付け環(省)第 号で通知した鹿沼市省エネ家電購入補助金の交付決定の全部(一部)を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第29条第2項の規定により通知するとともに、同規則第31条第 項の規定により補助金の返還を命じます。

取消し及び返還	住	所				
命令の対象者	氏	名				
取消しの範囲						
取消しの理由						
取消し後の						
14 11 0 0 0 0					ш (口海類)
補助金の額					円 (円減額)
		左	н		円 (円減額)
補助金の額		年	月	日	円 (円減額)
補 助 金 の 額 補助金等の交付		年	月	日		円減額)
補助金の額補助金等の交付年月日		年	月	Ħ	円 (円減額)

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた 日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金が 課されます。